

別紙 23

栄養管理計画書

入院後7日以内に策定

1 計画作成日

2 担当医師名
担当管理栄養士名

3 GLIM基準による評価

4 定期的な再評価の実施

入院時栄養状態に関するリスク

栄養状態の評価と課題

【GLIM基準による評価（□非対応）※】判定：□ 低栄養非該当 □ 低栄養（□ 中等度低栄養、□ 重度低栄養）
該当項目：表現型（□ 体重減少、□ 低BMI、□ 筋肉量減少）病期（□ 食事摂取量減少／消化吸収低下、□ 疾病負荷／炎症）
※ GLIM基準による評価を行っている場合は、記載すること。行っていない場合は、非対応にチェックすること。

栄養管理計画

目標

栄養補給に関する事項

栄養補給量	栄養補給方法
・エネルギー kcal	□経口 □経腸栄養 □静脈栄養
・たんぱく質 g	嚥下調整食の必要性
・水分	□なし □あり（学会分類コード：）
・	食事内容
・	留意事項

栄養食事相談に関する事項

入院時栄養食事指導の必要性	□なし□あり（内容	実施予定日： 月 日
栄養食事相談の必要性	□なし□あり（内容	実施予定日： 月 日
退院時の指導の必要性	□なし□あり（内容	実施予定日： 月 日

備考

その他栄養管理上解決すべき課題に関する事項

栄養状態の再評価の時期 実施予定日： 月 日

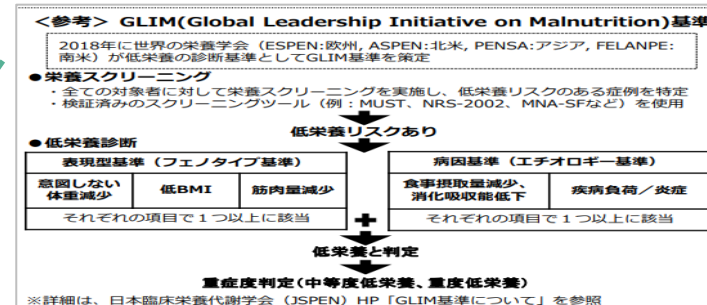
退院時及び終了時の総合的評価

栄養管理計画書

- ✓ 保険医療機関内に**常勤の管理栄養士**を1名以上配置
- ✓ 多職種が共同して**栄養管理手順**を作成（標準的なもの）
- ✓ 入院時に患者の栄養状態を医師、看護職員、管理栄養士が共同して確認し、**特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載**
- ✓ 特別な栄養管理が必要な患者は、**入院後7日以内に栄養管理計画を策定** 計画書又は写しを**診療録等に添付**する
- ✓ 栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直し 等

- 1 7日以内に作成あり
- 2 担当医師、管理栄養士の記載あり
- 3 GLIM基準による評価：非対応の場合は☑を入れる必要あり
- 4 再評価あり 不要に☑あるが再評価しているものあり

令和6年度診療報酬改定によりGLIM基準を導入



留意事項

- GLIM基準対応について確認出来ませんでした、書式等の見直し済みか確認をお願いします